

藤沢市店舗・事業所等リニューアル補助金交付要綱

制定 令和2年7月3日

改正 令和5年6月1日

(趣旨)

第1条 市長は、地域経済の活性化を図るため、市内施工業者を利用して店舗・事業所、住宅のリニューアル工事を実施した者に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 店舗 小売、飲食サービス及び生活関連サービス業（日本標準産業分類に規定する中分類56から60まで及び76から79までに分類される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する事業を除く。）をいう。）を営む建築物（店舗以外の部分を有する建築物である場合には当該部分を除く部分）をいう。ただし、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条に規定する大規模小売店舗及び大規模小売店舗内のテナント店舗は除く。

(2) 事業所 現に工場又は事務所の用に供する建築物をいう。

(3) 住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。

(4) リニューアル工事 店舗又は事業所、住宅における内・外観の様様替え等を施す工事で建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないものをいう。

(5) 市内施工業者 市内に事業所を有し、リニューアル工事を請け負うことができる業者をいう。ただし、見積書及び領収書を市内の住所で発行できる者に限る。

(6) 中小企業者 本市に主たる事業所を有し、かつ、本市において既に事業を行っている事業者で、次のア、イに掲げるものをいう。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、

第2号及び第6号に規定する者をいう。ただし、中小企業以外の者が発行済株式総数（又は出資額）の2分の1を超えて出資している者を除く。

イ 中小企業団体の組織に関する法律で定める事業協同組合、事業共同小組合、協業組合、企業組合

（補助対象者及び対象要件）

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- （1）申請者が、個人である場合には、本市に住民登録を行っている者。ただし、対象物件を店舗・事業所とする者は、第2条第6号に定める中小企業者に限る。この場合、本市への住民登録の有無は問わないものとする。
- （2）申請者が、法人である場合には、第2条第6号に定める中小企業者。
- （3）対象物件が店舗・事業所である場合にあっては、現に対象物件において事業を営んでいる者、申請日を含む年度に対象物件において事業を開始する予定の者、又は対象物件の所有者。
- （4）対象物件が住宅である場合にあっては、現に対象となる住宅の所有者で、かつ、当該住宅に居住している者。
- （5）申請日現在において、市税の滞納がなく必要な申告を怠っていない者。
- （6）この補助金と同目的の補助金、奨励金その他これに類するものの交付を本市から現に受けておらず、又は受けることが決定されていない者。

（補助の対象物件）

第4条 補助の対象となる物件は、藤沢市内に建築されている建築基準法その他の法令に違反していない店舗・事業所、住宅とする。

- 2 一の店舗・事業所、住宅に対する補助は、同一年度内に1回限りとする。ただし、区分利用されている場合は、それぞれの区分された店舗・事業所、住宅について1回限りとする。

（補助の対象リニューアル工事）

第5条 補助の対象となるリニューアル工事は、前条に定める対象物件及びその敷地内に対して、市内施工業者が行うリニューアル工事とし、工事金額については、

次のとおりとする。ただし、当該金額には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

対象物件	工事金額
店舗・事業所	30万円以上
住宅	20万円以上

- 2 区分利用されている場合は、一の店舗・事業所、住宅のいずれかに該当するリニューアル工事を対象とし、複数の区分にまたがるリニューアル工事は対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象リニューアル工事1件につき次のとおりとする。

対象物件	補助金の額
店舗・事業所	15万円
住宅	5万円

(補助金の申請)

第7条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第5条に定めるリニューアル工事に着手する前に、別表に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。なお、補助金の交付の適否に関わらず、書類の取得に係る手数料等の費用はすべて申請者が負担するものとする。

- 2 前項の規定による書類の提出を受け付ける期間及び方法は、別に定めるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により定めた期間の終了後、申請者の数があらかじめ定めた数を超えた場合は、遅滞なく選考を行い、補助の対象外となった者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、補助金の交付の適否を決定し、その決定内容及び条件等を藤沢市店舗・事業所等リニューアル補助金交付決定通知書（第2号様式）又は藤沢市店舗・事業所

等リニューアル補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助金の交付申請の変更又は中止）

第10条 交付決定者は、交付申請について、変更又は中止の申請を行うときは、藤沢市店舗・事業所等リニューアル補助金交付申請変更・中止届出書（第4号様式）に別表に掲げる書類のうち市長が指示するものを添付し、市長に提出しなければならない。

（実績報告及び補助金の請求）

第11条 交付決定者は、当該リニューアル工事の完了後速やかに、次の各号の書類を、市長に提出しなければならない。

- （1）藤沢市店舗・事業所等リニューアル完了届兼補助金実績報告書（第5号様式）
- （2）藤沢市店舗・事業所等リニューアル補助金交付請求書（第6号様式）
- （3）リニューアル工事に係る費用の領収書又はそれに代わるもの及び請求明細書の写し
- （4）リニューアル工事を行った部分の施工前及び施工後のカラー写真（撮影日がわかるもの）
- （5）預貯金口座の通帳の写しもしくはそれに代わるもの
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し適正と認めたときは、速やかに交付決定者に対して、補助金を交付するものとする。

3 市長が必要と認める場合は、対象となった店舗・事業所のリニューアル工事の状況について実地に調査を行うことができる。

4 補助金の交付は、交付決定者が指定する金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込む方法により行う。

5 交付決定者が、交付決定の通知を受けた年度の2月末日までに、第1項に規定する書類を提出しない場合は、補助金を受ける資格は消滅するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市店舗・事業所等リニューアル補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、藤沢市店舗・事業所等リニューアル補助金返還命令通知書(第8号様式)によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年7月3日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和4年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和4年7月1日から施行する。
(検討)
- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は令和5年6月1日から施行する。
(検討)
- 2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第7条及び第10条関係）

対象物件 店舗・事業所
<ol style="list-style-type: none"> 1 藤沢市店舗・事業所等リニューアル補助金申込兼交付申請書（第1号様式） 2 リニューアル工事に係る見積書の写し（藤沢市内の施工業者が発行し、藤沢市内の住所が記載されているものに限る。） 3 対象物件の外観及びリニューアル工事を行う部分のカラー写真（現況がわかるもの） 4 法人所在証明書（申請者名及び対象物件が記載されたもの。申請者が法人で、対象物件が法人の本店以外の場合に限る。写し可。） 5 收受日付又は受付日時のわかる直近の確定申告書類の写し（申請者名及び対象物件が記載されたもの。ただし、対象物件が記載されていない場合は、対象物件で事業を営んでいることがわかる書類を併せて提出するものとする。申請者が個人に限る。） 6 納税証明書のうち未納がないことの証明書（本市が発行したものに限る。申請者が本市に住民登録のない個人の場合は住民登録地の住民票に替えることができる。） 7 そのほか、交付の適否を決定する上で、市長が必要と認めるもの
対象物件 住宅
<ol style="list-style-type: none"> 1 藤沢市店舗・事業所等リニューアル補助金申込兼交付申請書（第1号様式） 2 リニューアル工事に係る見積書の写し（藤沢市内の施工業者が発行し、藤沢市内の住所が記載されているものに限る。） 3 対象物件の外観及びリニューアル工事を行う部分のカラー写真（現況がわかるもの） 4 納税証明書のうち未納がないことの証明書（本市が発行したものに限る。） 5 そのほか、交付の適否を決定する上で、市長が必要と認めるもの